

茨町農委第96号
令和4年12月9日

茨城町長 小林 宣夫 様
茨城町議会 議長 澤 秀雄 様

茨城町農業委員会
会長 箭原 和敏

茨城町農地利用最適化推進施策等に関する意見書について

農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足により担い手が減少するとともに、これらを起因とする耕作放棄地の増加のほか、新型コロナウイルス感染症による経済活動の縮小、さらには国際情勢の著しい変化等により、肥料、飼料や燃油等の価格が高騰し、国内の農業経営にも深刻な打撃を与えています。

本町においては、このような厳しい環境変化の中、「農地等の利用の最適化に関する指針」に基づき、遊休農地の発生防止・解消に努める一方、農地中間管理事業を積極的に活用し、担い手農家への農地利用集積や新規就農の促進などに取り組んでいるところであります。

今後、基幹産業として農業を活性化させ、新規の参入者や規模拡大に繋がるような魅力ある持続可能な産業として育てていくためにも、行政による支援施策の実行が重要となります。

農業委員会は、地域の先頭に立ち、各農家との調整を行っております。また、地域の代表者として、現場の農業者の声を関係機関に繋げることにより、今後も地域農業の発展に尽力してまいります。

つきましては、茨城町の農業が持続性・発展性のある産業として次世代に引き継ぐため、国、県や町独自の施策を継続して実施するとともに、新たな取り組みに必要な施策が新年度予算に反映されるよう、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき意見書を提出いたします。

記

1 農地等の利用の最適化に関する推進施策について

(1) 遊休農地の発生防止・解消に関すること。(令和3年度調査において、町内の遊休農地は214ha、町農地面積の約4%である。)

- ① 農地中間管理事業の制度を広く周知し、事業を促進すること。
- ② 遊休農地の解消と集積・集約化を図るため、町独自の補助事業となる「農地集積加速化事業」を活用し担い手農家を支援できるよう、今後も事業を継続すること。

(2) 担い手農家への農地利用の集積・集約化に関すること。

- ① 茨城町の「人・農地プラン」に基づき担い手農家への農地の集積・集約化を推進すること。
- ② 農地中間管理事業の活用を積極的に推進すること。土地改良区内は特に積極的に行うこと。
- ③ 農業基盤整備事業を積極的に推進すること。

(3) 新規参入の促進に関すること

- ① 新規就農者の参入の促進を図るとともに、県立農業大学校などと連携した新規就農者の確保策を検討すること。
- ② 生産技術の向上、経営の安定化のため総合的な研修等、新規就農者向けの研修や農業経営安定のため、支援やサポートを行いバックアップすること。
- ③ 就農者の中でも主となる親元就農者に対して「農業次世代人材投資資金」等の補助制度の活用を積極的に周知し、新たな担い手の確保を行うこと。
- ④ その他、担い手農業者育成に係る費用の支援を継続して確保すること。

2 町農業施策の活性化について

- (1) 令和3年度に実質化された「人・農地プラン」を基に、町、農業委員会、町農業公社の連携強化を図り、各地域の担い手や農業者と協議を進め、持続可能な力強い農業を実現するため、茨城町農地集積推進協議会を支援すること。
- (2) 農地中間管理機構（農地バンク）を通じた売買・賃貸等により農地の集積・集約化の推進が期待できることから、農地バンクの積極的な活用を図ること。
- (3) 国が補正予算で整備した農地利用の最適化に用いるタブレット端末5台について、その効果を検証するとともに、農業委員及び推進委員の全委員に配備できるように予算措置を講ずること。
- (4) 農業者の人手不足の解消やコスト削減のため、最先端技術を用いたドローンや無人トラクター等の農業機械の導入支援に向け、国・県に対する確かな支援を働きかけること。
- (5) 世界情勢の悪化による農業生産コストの増加に対し、肥料、飼料、燃料などの調達価格の高騰に対応する支援策を継続して行うよう、国・県に対し働きかけること。